

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	理容所の使用前の検査による確認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	理容師法第 11 条の 2

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	理容師法第 11 条の 2、第 12 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 理容所の開設者は、その構造設備について町長の検査を受け、その構造設備が 2 の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用してはならない。</p> <p>2 理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>① 常に清潔に保つこと。</p> <p>② 消毒設備を設けること。</p> <p>③ 採光、照明及び換気を充分にすること。</p> <p>④ その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 0 日</p>
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 37 第 3 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日